

## 公益財団法人徳島県建設技術センター競争契約入札心得取扱要領

第1条 徳島県が定める競争契約入札心得(昭和49年10月18日監第375号。以下「県の心得」という。)を準用するものとする。この場合において、「県」とあるのは「公益財団法人徳島県建設技術センター理事長」と、「地方自治法(昭和22年法律第67号)、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号。以下「規則」という。)」とあるのは「公益財団法人徳島県建設技術センター契約規程(以下「規程」という。)」と読み替えるものとする。ただし、電子入札システムによる入札に係る事項、第6及び第7は適用しない。

第2条 県の心得第6中の契約保証に係る規定は、一般競争入札による場合及び規程第16条に基づき理事長が契約保証金の納付を必要とする場合を除いては、適用しない。

2 県の心得第7の前払金及び中間前金払の特約については、理事長が必要があると認め、入札公告又は入札通知により前払金及び中間前金払の特約を周知し、かつ契約締結時に契約の相手方から申し出があったときは、これに応ずるものとし、その額はその都度理事長が定める。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

なお、公益財団法人徳島県建設技術センター競争契約入札心得(平成21年1月15日施行)は、廃止する。

# 競争契約入札心得

(最終改正平成31年4月1日)

## (目的)

- 第1 建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法(昭和22年法律第67号)、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号。以下「規則」という。)その他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

## (入札に関する留意事項)

- 第2 入札参加者は、県が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。
- 2 入札書は、様式1により作成し封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札書締切日時までに提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は(電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後は)、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書(市町村長発行)は、不要とする。
- 5 代理人が入札する場合の記入例
- | 代理人の場合   | 復代理人の場合                |
|----------|------------------------|
| 住所       | 住所                     |
| 商号又は名称   | 商号又は名称                 |
| 代表者 氏名   | 代表者 氏名                 |
| 代理人 氏名 印 | 代理人 住所<br>商号又は名称<br>氏名 |
|          | 復代理人 氏名 印              |

## (入札の辞退)

- 第2の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届(様式2)を入札担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り辞退届を提出することができる。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りでない。

## (公正な入札の確保)

- 第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## (入札のとりやめ等)

- 第4 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

## (当該入札が無効となる事項)

- 第5 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 記名押印のない入札(電子入札による場合は、電子認証書を取得してない者のした入札)
- (2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (3) 同一事項に対して2通以上の入札
- (4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (6) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日(日付)を誤り、又はその記載のない入札
- (7) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## (契約の締結)

- 第6 落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日(業務委託契約においては、5日)以内に、契約金額の10分の1(予定価格が10億円以上の建設工事にあつては、10分の3)以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。(建設工事においては設計金額が500万円未満のとき、業務委託においては設計金額が2000万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかかわる担保の提供を免除する場合がある。)
- 2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。
- 3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

## (前金払の特約)

- 第7 請負金額及び受託金額が100万円以上である場合は、契約締結時に、申し出により10分の4以内(業務委託にあつては10分の3以内)の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。
- 2 請負金額が100万円以上の工事である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により10分の2以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

## 公益財団法人徳島県建設技術センター契約規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県建設技術センター（以下「センター」という。）の契約に関し、適正な事務の執行に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(契約)

第2条 この規程において契約とは、センターが当事者となって締結する売買、貸借、請負その他の契約をいうものとする。ただし、業務の受託及び委託等については、理事長が別に定める。

(職員の責務)

第3条 契約の事務に従事する職員は、適正な契約事務の執行に留意し、契約の目的が、有効に達成されるよう努めなければならない。

(契約の方法)

第4条 契約は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）若しくは随意契約の方法により締結するものとする。ただし、指名競争入札又は随意契約は、次条又は第6条の規定に該当する場合に限り、これによることができる。

(指名競争入札)

第5条 指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。

(2) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第6条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 1件の予定価格が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額を超えないとき。

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

(3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(6) 著しく有利な条件で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(入札の周知)

第7条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日前7日までに、センターの事務所入口に必要な事項を掲示するほか、適当な方法により周知しなければならない。

(入札者の指名)

第8条 指名競争入札に付そうとするときは、入札に参加する者を3人以上指名しなければならない。

2 前項の指名をしたときは、入札期日前5日までに所要の事項を指名した者に通知しなければならない。

(予定価格調査)

第9条 競争入札に付そうとするときは、その事項にかかる設計書、仕様書等により価格を予定し、その額を記載した予定価格調書を封書にして、入札の開札場所に置かななければならない。

2 前項の予定価格調書には、理事長が指定した職員が記名押印するとともに、その封書に封印しなければならない。

(入札保証金)

第10条 理事長は、必要に応じて競争入札に参加する者に対し、入札保証金を納めさせることができる。

2 入札保証金の額は、その都度理事長が定める。

(落札者の決定)

第11条 競争入札による落札者は、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者とする。

(落札者への通知)

第12条 競争入札による落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

(見積り合せ)

第13条 随意契約によろうとするときは、できるだけ2人以上から見積書を徴さなければならない。

(契約の締結)

第14条 契約の締結は、理事長が行うものとする。

(契約書の作成)

第15条 契約の締結に当たっては、契約金額、契約の目的、履行期限その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が100万円未満の契約又は理事長が特に決めた契約については、契約書の作成を省略することができる。

(契約保証金)

第16条 理事長は、必要に応じて契約する者に対し、契約保証金を納めさせることができる。

2 その契約保証金の額は、その都度理事長が定める。

(準用)

第17条 この規程に定めるもののほか、センターの契約に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9章第6節及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5章第6節並びに徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）並びに徳島県が定める規程に準ずるものとする。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 財団法人徳島県公園緑地協会財務規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 財産の買入れ	160万円
3 物件の借入れ	80万円
4 財産の売払い	50万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円